

# 中国における個人情報保護の立法の動向

## —— 個人の尊厳と公共性との協調の視点から ——

### Legislative Trends of the Protection of Personal Information in China —— From the Viewpoint of Cooperation Between the Individual Dignity and Publicness of the People in China ——

周 小 稚\*

ZHOU Xiaozhi

#### (要旨)

情報社会の到来、とりわけ、情報通信技術 (Information and Communication Technology) の発展による、パソコンやインターネットが一般の社会生活になくはならないツールとなるにつれて、個人の尊厳と公共性との衝突が加速度的に深刻化している。個人情報において個人の尊厳とは主に個人が自己情報を可能な範囲でコントロールすることであり、公共性とは公的機関が国民の個人情報を取り扱うことである。したがって、個人情報において個人の尊厳と公共性との衝突は、つねに公的機関が公共管理による効率を向上させるために膨大な個人情報を取り扱うにあたって、たびたび問題となった個人情報の漏洩の形で現れている。それを緩和するために、中国は個人情報に関する専門的な法律の制定を通じて個人の尊厳と公共性のバランスを取ることを図っている。

本稿は宇賀克也著『個人情報保護法の逐条解説 (第五版)』(2016年)、同「個人情報保護法改正の意義と課題」『行政法研究』(2016年)、齊愛民著『拯救信息社会中的人格』(2009年)、肖登輝「論行政机关个人信息保护的收集与个人信息保护的冲突的协调」『理论与实践』(2017年)などの研究成果をふまえつつ、個人の尊厳と公共性および両者の衝突という基本的な概念、日本の個人情報保護の立法の経緯と法律の体系、中国の立法の経緯と法制の現状を整理し、両国における個人情報保護法制の内容の比較を通じて、中国の不備を纏め、それらに対して、中国法曹界における最新の見解を挙げながら、中国の個人情報保護法の立法の動向を探ってみたい。

#### はじめに

中国における個人情報保護の研究は最初にプライバシー権から始まった (最初の公刊論文は1985年の陳嘯平の「論公民隐私权的法律保护 (公民のプライバシー権に関する法律的な保護)」<sup>1</sup>である)。当時の学者たちはプライバシーの保護に研究の焦点を置いたために、その時期の論文はすべてプライバシー権を研

究対象としていた。1990年代後期、個人情報という言葉がプライバシー権の保護に関する論文に現われた。例えば1998年に公刊された夏洋の「電腦信息技术与个人隐私权 (パソコンの技術と個人のプライバシー)」<sup>2</sup>や同年に公刊された李洪鑑の「獲取个人「隐私权」(個人プライバシーの取得)」<sup>3</sup>である。これらの論文は個人情報という言葉を使うだけで、個人情報の定義や個人情報とプライバシーと

\* 山口大学大学院東アジア研究科博士課程3年 (The Graduate School of East Asian Studies, Yamaguchi University)

の区別などの問題を明確に説明していない。2001年に至ると、周健の「加拿大「隱私權法」与個人信息的保護（カナダにおけるプライバシー法と個人情報の保護）」<sup>4</sup>が公刊され、はじめて個人情報の概念や公開などの用語に対する説明がされた。したがって、この論文が中国の法曹界において個人情報を研究の対象として公刊された初めての論文であると見なされている。

知網データベース（CNKI）<sup>5</sup>で個人情報についての論文を収集して整理すると、記録のある2001年以降2018年の9月まで、毎年公表される数は増加の一途をたどっている（表1の「論文総数」の列を参照されたい）。しかしながら、この数の中では、刑法、民法などの分野が多くを占め、行政法の分野はごくわずかである（表1の「前の3項の和/論文総数」の列を参照されたい）。

表1のように行政分野の個人情報保護の論文が少ない理由としては、行政の分野における個人情報保護の必要性の認識が刑法、民法などの分野より遅れていることが挙げられる。前述したように、2001年に最初の個人情報保護の論文が公刊されたが、行政法の分野は、2006年になって初めて発表された。すなわち、修士論文の「公共行政領域的個人情報保護研究（公共行政領域における個人情報保護）」<sup>6</sup>である。同論文は個人情報保護に対する最大の脅威は公的機関の保有する個人情報であるため、行政領域や公的領域における個人情報保護が重視されるべきであると指摘した。引き続き、2008年に発表された「政府对公共行政領域個人情報保護分析（政府による公共行政領域の個人情報保護に対する分析）」<sup>7</sup>は公共行政領域の個人情報保護の重要性を、次のように述べている。公的機関は国

表1 個人情報に関する論文の数（単位：本）

発表年	修士論文	博士論文	雑誌論文	前の3項の和	論文総数	前の3項の和/論文総数
2001年	—	—	—	—	3	—
2002年	—	—	—	—	6	—
2003年	—	—	—	—	7	—
2004年	—	—	—	—	6	—
2005年	—	—	—	—	23	—
2006年	1	0	0	1	31	3.2%
2007年	0	0	4	4	52	7.7%
2008年	1	0	8	9	54	16.7%
2009年	2	0	4	6	107	5.6%
2010年	7	0	4	11	152	7.2%
2011年	8	0	3	11	127	8.7%
2012年	1	0	0	1	137	0.7%
2013年	5	0	7	12	224	5.4%
2014年	7	0	1	8	237	3.4%
2015年	4	0	8	12	242	5.0%
2016年	10	0	2	12	282	4.3%
2017年	3	0	6	9	292	3.1%
2018年	5	0	4	9	278	3.2%

（修士論文、博士論文、雑誌論文の列は行政法における個人情報保護に関する論文の本数であり、「論文総数」の列は個人情報に関する論文の本数である。）

出典：行政法における個人情報保護に関する論文の量：中国のCNKIで、「跨庫選択」＝「期刊、修博」、「篇名」＝「個人情報保護」を選択して得られた論文の数（取得年月日：2018年9月23日）と個人情報保護に関する論文の量：中国のCNKIで、「跨庫選択」＝「期刊、修博」、「篇名」＝「個人情報保護、政府、行政領域」を選択して得られた論文の数（取得年月日：2018年10月9日）により、筆者作成。

民に直接連絡せず個人情報を取り扱う場合が多い。このような場合、たとえ公的機関により国民の権利や利益が侵害されたとしても、つねにその事実さえも分からないため、公的機関の侵害責任のリスクが大幅に減少することになる。したがって、行政領域における個人情報の保護に対する研究が必要である。

しかし、政府の巨大データベースの構築とビッグデータの発展に伴って、政府が最大の個人情報データベースの所有者となり、行政領域における個人情報の保護がますます重要視されるようになってきている。以下では、「天網」の事例を通じて具体的にみてみよう。

2017年9月、中国でドキュメンタリー映画「輝煌中国(すごいぞ、わが国)」が放映された。その中の「共享小康(裕福の享有)」の部分において、「中国の天網」という最新の監視システムが紹介された。「天網」とは社会の安全のために街中のAI監視カメラを利用し、人工知能やビッグデータなどの新たな情報技術を組み合わせて構築されたコンピューターネットワークである。これにより、歩行者の年齢や性別や服の色等を表示し、顔の識別と身元を特定することができる。また車の車種や色などの情報も識別できる。警察は「天網」を利用して不審者をピンポイントで特定し、人工知能とビッグデータなどの技術を用い、その不審者の違法な傾向を推測することができる<sup>8</sup>。

このように、行政活動において「天網」の利用は警察官の便宜だけではなく、社会の運営効率を改善する。しかしながら、取り扱う個人情報が不適切に利用されれば、個人の権利や利益が侵害される点に注目したい。これが「天網」の二面性である。つまり、個人の尊厳と公共性との衝突である。

したがって、本論文では「天網」の事例を切り口として個人の尊厳と公共性との協調や

衝突の視点より、中国の情報化の現状に鑑み、日本における個人情報の立法の先進的な経験を踏まえ、先行研究と分析に基づいて中国の個人情報保護法の立法の動向を探ってみたい。

## 1 個人の尊厳と公共性との衝突

### 1.1 基本的な概念

#### (1) 個人の尊厳とは何か

『現代漢語詞典』によれば、「個人」とは集団と相反した個体であり<sup>9</sup>、「尊厳」とは尊敬すべき身分あるいは地位である<sup>10</sup>。しかし、「個人の尊厳」を法律的には、さらに細かく分析する必要がある。個人の尊厳に関わる世界各国の法律の規定から見れば、例えば、中華人民共和国憲法33条3項<sup>11</sup>や38条<sup>12</sup>、日本国憲法11条(基本的人権の享有)<sup>13</sup>と13条(個人の尊重、幸福追求権、公共の福祉)<sup>14</sup>及び24条(家庭生活における個人の尊厳と両性の平等)<sup>15</sup>、ドイツ連邦共和国基本法1条1項<sup>16</sup>と2条1項<sup>17</sup>などからわかるように、個人の尊厳を尊重することは国家の文明度を判断する一つの基準である。

社会的分業が進むにつれて、個人の尊厳の保護内容もさらに細かく具体的になっている。情報化時代の到来のための新たな権利——個人情報に対する権利——も個人の尊厳の中で具体化されようとしている。すなわち、個人が自己の情報をコントロールする権利、つまり自分の情報をいつ、どこに、誰に公開するかなどである。このように、個人情報の範疇にいう個人の尊厳において強調されなければならないのは、個人の自己情報コントロール権と個人情報における自己決定権の尊重である。中国人学者の齊愛民はこれを、情報主体が個人情報を直接に支配して、どのように個人情報を収集・利用・処理するかを決定できる権利であると定義している<sup>18</sup>。

## (2) 公共性とは何か

公共性は、「ローマ法」において中世に初めて出た“res publica”<sup>19</sup>という言葉で広く伝わっており、現在多領域で用いられる用語となっている。公共性の概念は、文脈などにより極めて多義的であり、また論者の価値観や視点によっても意味や強調点が異なる。公共性の概念は一言では言えないため、常に関連する文言と比較し、基準を把握する必要がある。本論文の公共性は主に公的機関の側が個人の情報を取り扱う時の公共性である（この取扱いは個人が知る場合も知らない場合もすべて含む）。

「公」と「私」は反義語であるゆえに、「公共性」は「私的属性」が対立するパターンにある社会基盤の上で出現した<sup>20</sup>。すなわち、公共性は公共財の属性をもっており、それは経済学でいう非競争性あるいは非排除性の少なくとも一方を有する財であると定義されている<sup>21</sup>。この論文ではこのような属性を開放性と呼ぶことにする。また、公的機関の機能は積極的福祉社会（国民の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的として構成される社会）を構築することである。したがって、公共性の属性は開放性だけではなく、公衆の普遍的利益に関連する公共的な事柄もある。このように、個人情報における公共性とは公的機関が公衆の普遍的利益に関連する公共的事業を行うために、国民の個人情報の収集・利用・管理・削除などを行うことである。

### 1.2 個人の尊厳と公共性との衝突

情報の公共性は行政機関が行政管理の効率を改善し、行政の適正かつ円滑な運営を行うために、個人情報を収集・利用・管理・削除などを行うことに反映されている。一方、個人情報は個人に属し、ある意味で私的財産であるため、行政機関は個人情報の取扱いにつ

いて情報の主体を尊重しなければならない。そこで、行政機関が個人情報を取り扱う場合、一方では行政機関側の情報の公共性を利用・促進する必要があり、他方では、国民の側の個人の尊厳が要求される。

前述したように、行政機関が個人情報を取り扱うことは行政権に属し、国民が個人の尊厳を尊重されることが人権であると言われている。すなわち、行政機関が取り扱う個人情報においては、一つの権利と一つの権力とが共存している。個人の人権と行政権との特性に基づいて両者は次のように区別されると考えられる。

#### ①主体が異なる

個人の尊厳は情報の主体にあり、公共性の主体は行政機関にある。

#### ②両者の性格が異なる

個人情報については個人の尊厳が人権であり、情報主体の人権である。いわゆる人権とは人間が人間らしく生きるために生来持っている権利であり、例えば生命権や財産権などである。公共性は行政機関が公共の事務を管理する権力のことである。

#### ③内容が異なる

個人情報にいう個人の尊厳は、個人情報の自己コントロール権を重視する。厳格に保護された領域に情報の自己決定権を置き、自分の個人情報に対して絶対的なコントロールが要求できる。しかし、個人情報にいう公共性は個人情報が公共領域にも存在し、開放性を持つことを求めている。ここでは他人が利用する可能性があること、個人情報の持つ公共的な価値が強調されている。

齊愛民の『拯救信息社会中的人格（情報社会の中の人格を救う）』にあるように、「一個の客体の上に二つの種類の質的に異なる権利

が同時に存在すれば、しばしば衝突する<sup>22</sup>。生活する上で、個人の尊厳と公共性との衝突は少なくなく、冒頭に挙げた「天網」の事例はその一つである。そこで、どのようにしてこの衝突を解決するかが、常に議論の焦点となる。かつては人々には個人の尊厳や公共性の認識が不足していたために、両者の衝突の解決方法はどちらか一つを選択し、他を放棄することであった。しかしながら、情報化時代が到来する前から個人の尊厳は徐々に具体化され、ますます重視されるようになった。例えば、以前は保護されていた通信とは電話や手紙などの通信手段であったが、現在はメールなどインターネットによる通信手段も含んでいる。一方で、情報の公共性も一層重視され利用されている。つまり、両者の衝突を解決するために、過去の二者択一的方法ではなく、個人の尊厳を保護すると同時に、情報の公共性を最大限に発揮して大きな利益を創出しなければならない。

## 2 日本における個人情報保護の立法の経緯と法制の体系

### 2.1 個人情報保護の立法の経緯

日本における、個人情報に関する初めての法律は、1988年12月に公布された「行政機関の保有する電子計算機処理にかかわる個人情報の保護法」である。この法律は行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報について、保護と利用との協調のために制定された。しかし、適用の範囲はこの名称どおり行政機関を対象とするものであり、かつ電子計算機で処理する個人情報に限られていたので、保護の対象や内容も十分なものではなかった。

このような法制度の状況に対して、政府と民間双方における個人情報の利用が著しく増

加したことから、個人情報保護法制整備の必要性が指摘されていた。そこで、個人情報保護システムを構築するため、2003年に「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」）、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「行政機関個人情報保護法」）、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」（以下「独立行政法人等個人情報保護法」）が制定・公布された。

次に、日本の政府は行政の効率化を第一の目的とし、個人番号を活用した情報連携による番号制度を導入した。個人番号は悉皆性、唯一無二性、視認性を有し、それを検索キーとした不正なデータマッチングが行われると、重大なプライバシー侵害を引き起こす。したがって、個人番号、特定個人情報（個人番号を含む個人情報）については、一般の個人情報以上に厳格な保護措置を講ずるため<sup>23</sup>、2013年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」）も制定公布された。

情報通信技術(Information and Communication Technology)が急速に進展し、個人情報保護法制定当時には想定されていなかったビッグデータ時代を迎えた。今後は、個人情報が大量に集積され、利活用されるようになっていくであろう。同時に、法律によって個人情報を保護すべき範囲が明確でないグレーゾーンが拡大していく。こうした状況は、個人に不安を与え、個人情報保護の観点から慎重な取り扱いが要望されることになる。他方、個人情報として保護すべき範囲が不明確なことが「利活用の壁」となっていることも事業者から指摘されていた。そこで、個人情報の定義を明確にすることや個人の識別要件を低減したデータについて特例を設けることが必要になった<sup>24</sup>。

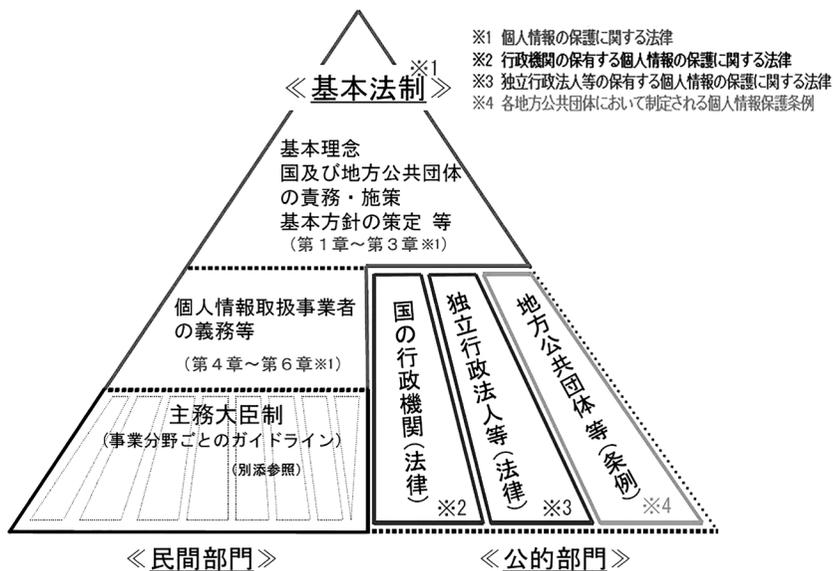
そのため、2016年9月に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」が制定された。そして翌年6月には「行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律」も制定された。この法律によって、旧法1条の「行政の適正かつ円滑な運営を図る」との目的と並ぶ形で、「個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであること、その他の個人情報の有用性に配慮しつつ」の文言が新たに挿入され、これまで主目的とされてきた「個人の権利利益の保護」の占める位置が相対的に低下したように思われる。

以上に挙げた法律以外に各地方公共団体が定める個人情報保護条例がある。

## 2.2 個人情報保護の法体系

宇賀克也によると、「個人情報保護法」は、基本法にあたる部分（1章～3章）と民間部門の個人情報保護の一般法にあたる部分（4章～7章）の性格を併有しており、基本法と一般法の2層構造の法律である<sup>25</sup>。すなわち、「個人情報保護法」の第1章から第3章までの基本理念や国及び地方公共団体の責務・施策や基本方針の策定などは基本法制として個人情報のすべての領域に適用されているが、第4章以降は主に民間部門の保有する個人情報の領域に適用される。一方、「行政機関個人情報保護法」と「独立行政法人等個人情報保護法」とが適用される領域は、主に国の行政機関の保有する個人情報と独立行政法人等の保有する個人情報に分けられている。この二つの法律は国が関係する領域を含み、保護のシステムを構築している。また、「個人情報保護条例」は地方公共団体が保有する個人情報に適用される。図1はこれらの法律の関係を示したものである。

図1 個人情報保護に関する法体系イメージ



出典：内閣府「個人情報保護に関する法体系イメージ」（取得年月日：2018年8月15日）。

したがって、日本の個人情報保護法の体系は5つの法令から構築されている。すなわち、「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」、「個人情報保護条例」、「番号法」である。この中で、「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」、「個人情報保護条例」の四つは個人情報保護の一般法である。そして「番号法」はかかる一般法の存在を前提として、個人番号、特定個人情報についての特別の規律を定めたものであり、その限りでは、上記の個人情報保護の一般法に対する特別法として位置付けられる<sup>26</sup>。

### 3 中国における個人情報保護立法と諸問題

#### 3.1 個人情報保護立法の経緯と法体系

中国においては、2003年に個人情報保護に関して初めて立法化の議論が始められた。その時、国務院情報化工作弁公室（現・中華人民共和国工業情報化部）は、周漢華をリーダーとするグループに「個人情報保護法」大綱の制定を委託した。残念ながら、この大綱は立法化には至らなかった。しかし、このことは公民の個人情報保護の必要性の認識を高めることになり、立法機関は個人情報保護に関して次の法律を制定し始めた。

##### (1) 「中華人民共和国住民身分証法」(2003年制定・以下「住民身分証法」)

「住民身分証法」は個人情報という文字がある最初の法律であり、個人情報に関して規定した内容は主に以下の3点を含んでいる。

###### ①住民の身分証の個人情報の範囲

3条<sup>27</sup>によると、身分証に関する個人情報は氏名、性別、民族、出生年月日、写真などを含む。

###### ②公安機関と警察の守秘義務

6条3項<sup>28</sup>と19条<sup>29</sup>によると、公安機関と人民警察は住民の身分証の作成、交付、検査、押収によって知り得た公民の個人情報について、秘密を守らなければならない。秘密を守らず、公民の個人情報を漏洩した場合には、警察が情状に応じ、法律に基づいて行政処分<sup>30</sup>をする。犯罪を構成するときは、刑事責任を追及する。

##### ③誤った個人情報の訂正

11条1項<sup>31</sup>によると、住民身分証の登録事項に誤りがあるときには、公安機関は遅滞なく訂正しなければならない。

このように、多くの法律の中で、同法は初めて個人情報の文言を入れただけではなく、個人情報の範囲や公安機関と警察の守秘義務や間違った個人情報の訂正も規定している。これらから、立法者は公民の個人情報の安全かつ個人の尊厳を重視するようになったと考えることができる。

##### (2) 「中華人民共和国護照法」<sup>32</sup> (2006年制定・以下「護照法」)

「護照法」にはパスポートに関する個人情報が規定されており、それは以下のようである。

###### ①個人情報の範囲

7条<sup>33</sup>と9条<sup>34</sup>によれば、個人情報は氏名、性別、出生年月日、出生地などを含んでいる。

###### ②パスポートの発行機関とその職員の個人情報の守秘義務

パスポートの発行機関とその職員はパスポートの作成、発行によって知り得た公民の個人情報について、秘密を守らなければならない。職員が秘密を守らず、公民の個人情報を漏らした場合には法律に基づいて行政処分<sup>35</sup>及び刑事責任が追及される。(この部分は12条3項<sup>36</sup>と20条<sup>37</sup>に基づく。)

このように、「護照法」はパスポートの発行機関とその職員の守秘義務を規定している。これらが秘密を守らず、個人情報を漏洩したとき、同法は職員の行政処分及び刑事責任だけを規定している。ただ、発行機関とその職員の刑事責任について「中華人民共和国刑法」の中で個人情報に関する法条が2009年2月に初めて制定・施行されたが、施行以前に違反した行為については発行機関とその職員に刑罰を加えることはできない。

### (3) 「中華人民共和国改正刑法（七）」（2009年改正・以下「改正刑法（七）」）

2009年に制定された「改正刑法（七）」に253条の1が追加された。これは3項からなる。

1項は、国家の機関又は金融、電信、交通、教育、医療その他の分野に関する組織体の職員が、国家の規定（全国人民代表大会が決定する法律と国務院が決定する法規）に違反して、当該組織体が職務を執行した際又はサービスを提供する際に知り得た公民の個人情報を他人に売買し又は不法に提供した場合、情状が重いときは、3年以下の懲役または拘留に処し、罰金を併科すると規定している。

2項は、前記の情報を窃取又はその他の方法により不法に取得した場合、情状が重い時は、前項の規定により処罰すると規定している。

3項は、組織体が前2項の罪を犯した場合、組織体に対して罰金を科すほか、その直接責任を負う管理者及びその他の直接責任者は、前2項の規定により処罰されると規定している。

2009年に公布された「最高人民法院、最高人民検察院關於施行「改正刑法（七）」確定罪名的補充規定（四）」（これは司法解釈として最高人民法院、最高人民検察院が制定した<sup>38</sup>。）によって、同条の1項は販売、非法提供個人情報罪と呼ばれ、2項が非法獲得個人

情報罪と呼ばれている。この条文は幾つかの不足がある。たとえば、不法に提供する場合と不法に取得する場合について詳しい規定がない。また、「情状が重い」とはどのような場合を言うのかの説明がない。しかしながら、この改正案で初めて個人情報侵害罪が設けられ、これを契機に個人情報の立法化が加速した。

### (4) 「中華人民共和国社会保険法」（2010年制定・以下「社会保険法」）

「社会保険法」の個人情報に関する規定は81条<sup>39</sup>と92条<sup>40</sup>で、これらは社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員に対する守秘義務である。具体的には、社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員は、法により雇用単位および個人の情報に関して秘密を保持し、いかなる方法によってもこれを漏洩してはならない（「社会保険法」81条に基づく）。個人の情報を漏洩した場合は、直接に責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対して、法律に基づいて処分する。個人に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない（同法92条に基づく）。

### (5) 「住民身分証法」（2011年改正）

同法は2003年に可決された「住民身分証法」に、個人情報に関する以下の2点を改正した。

①指紋情報を住民身分証の個人情報の範囲に追加する（同法3条<sup>41</sup>に基づく）。

②身分証に登録した個人情報の漏洩を防止し、個人情報の安全を確保するために、19条を追加した。この条文は関係がある機関とその職員が職務を遂行する過程や、サービスを提供する過程において知り得た住民の個人情報について、守秘義務があること、違反した場合は、機関と

その職員に行政処分<sup>42</sup>や刑事処罰を追究することを規定している。その刑事処罰は非法提供個人情報罪あるいは非法獲得個人情報罪で追究する。

(6) 「中華人民共和国出境入境管理法」(2012年制定・以下「出境入境管理法」)

「出境入境管理法」85条は出入国管理の職員が職務を遂行する過程で知り得た公民の個人情報を漏洩して個人の利益を侵害した場合、同法85条に基づいて処分することを規定している。しかし、処分の内容の詳しい説明はない。

(7) 「中華人民共和国消費者權益保護法」(2013年改正・以下「消費者權益保護法」)

2013年に改正された「消費者權益保護法」は29条で個人情報保護を追加した。この条文によって、以下の4点が明らかになった。

- ①消費者の個人情報は法に従って保護される。
- ②事業者は法に従って消費者の個人情報を収集、利用しなければならず、消費者の個人情報に対し厳格な秘密保持が課せられている。
- ③消費者の同意なく、事業者は商業的電子情報を送信してはならない。
- ④事業者が消費者の個人情報の権利を侵害した場合、相応する民事責任を負わなければならない。

2013年までは個人情報保護法がなかったため、改正された「消費者權益保護法」の29条は消費者の個人情報保護に関する初めての法的規定となり、個人情報利用の規範化において重要な意義を持っている。

(8) 「中華人民共和国改正刑法(九)」(2015年改正・以下「改正刑法(九)」)

2015年8月の第12回全人大常務委員会第16回会議で可決された「改正刑法(九)」中の253条の1は、2009年の「改正刑法(七)」を

改正したものである。これは一般に「公民個人情報侵害罪」と呼ばれている。改正されたのは、次の3点である。

- ①犯罪主体の範囲が国家机关及び実質的に政府の一部をなす組織体並びにその職員であったものを一般的な主体に拡大した。
- ②最高刑は3年であったものが、7年になった。
- ③窃取またはその他の方法で公民の個人情報を違法に取得した場合、「情状が重い」という要件を削除した。改正前は、「情状が重い」は犯罪を確認する要件であった。「改正刑法(九)」はこの要件を削除し、犯罪を確認する要求が低くなった。

また、「改正刑法(九)」はインターネット安全管理義務履行拒否罪を新設した。すなわち、「刑法」286条の1である。これに基づいてインターネット安全管理義務を負う者や組織体がこの義務を履行しなかった場合、刑事責任を追究されることになった。

(9) 「中華人民共和国サイバーセキュリティ法」(2016年制定・以下「サイバーセキュリティ法」)

「サイバーセキュリティ法」は2016年11月7日に第12回全人大常務委員会第24回会議で可決された。同法の4章(第40条～第50条)はネットワークの情報の安全性を規定しており、他の法律に比べると、個人情報を保護する内容が多い。例えば、適用対象はネットワーク製品・サービスの提供者、ネットワークの運営者(重要情報インフラの運営者を含む)、すべての個人及び組織、電子情報の事業者及び海外の組織、個人など幅広い。規定された具体的な内容は個人情報に関して告知・収集・利用・管理・査閲・更正・削除・侵害の予防・罰則などを含んでいる。また、同法は初めて法律で個人情報の概念を明確に定めている。

「サイバーセキュリティ法」は附則で主要な用語の定義を規定している。それによると、個人情報とは、電子データその他の方式により記録され、単独又はその他の情報と組み合わせることで自然人の個人の身分を識別することができる各種の情報をいう。これには、自然人の氏名、生年月日、身分証番号、個人の生物識別情報、住所、電話番号などを含むが、これらに限らない。

このように、「サイバーセキュリティ法」は個人情報保護に関する法制を強化し、国法における個人情報保護に関する部分をさらに進歩させている。他方、「サイバーセキュリティ法」には不備もある。同法において保護する対象はネットワークで取り扱われる個人情報だけである。また、重点的に保護するのは安全に関する情報であり、個人情報に対する規定は枠組み的に定めたに過ぎない。

(10) 「中華人民共和国民法総則」(2017年制定・以下「民法総則」)

2017年10月から施行された「民法総則」111条でも、個人情報に関して条文を新設し、個人情報の保護が定められている。すなわち、個人情報は民法に従って保護されている。具

体的には、これにより今後、身分証明書番号などの個人情報が侵害された場合は該当者は個人情報権侵害を主張し、侵害差止めや損害賠償などの民事的な請求を行うことができる。

以上述べたように、現在、中国には専門的な個人情報保護法がなく、個人情報の保護は他の法律の中に散在しているにすぎない。そして、法の体系中でそれらの法律の地位は同じであり、すなわち、それらの法の階層が同じである。(詳細は図2を参照されたい)

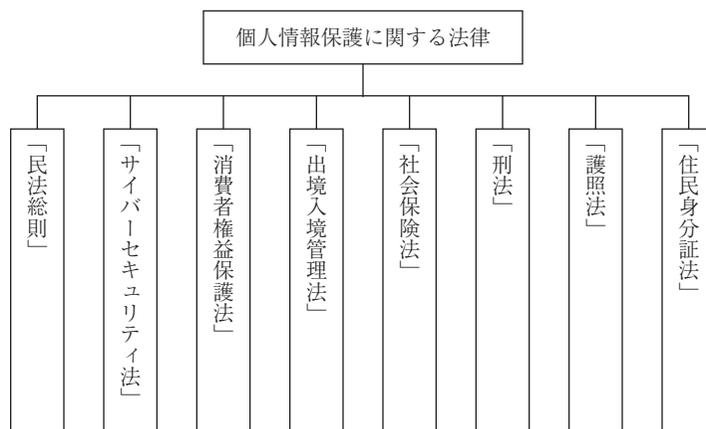
3.2 中国における個人情報保護に関する諸問題——日本の個人情報保護法制との比較

中国と日本の個人情報法制には差異がある。大きく異っているものを以下に示す。

(1) 中国の個人情報保護法制は保護する範囲が狭い

2.2で述べたように、日本では国の行政機関や独立行政法人等、地方公共団体、民間部門において個人情報保護が体系的に規定されている。しかし、中国で制度的に規定した個人情報保護はネットワークの領域だけである。すなわち、ネットワーク以外においても

図2 中国の個人情報保護に関する法体系イメージ



(「改正刑法(七)」と「改正刑法(九)」は「刑法」の条文の一部を改正したものである)

出典：筆者作成

個人情報は法律に従って保護されるが、法律は具体的な保護の内容、国の行政機関や事業単位など、また地方公共団体や民間部門などが保有する個人情報の要求を明確に規定していない。

## (2) 中国では一般的な情報と機微的性質をもつ情報を分けていない

いわゆる一般的な個人情報とは、個人が識別できる情報のことである。機微的性質をもつ個人情報とは、一般の人にあまり知られてくれない内容で、特に取扱いに配慮が必要な情報のことでセンシティブ情報とも言われる。一般的な情報と機微的性質をもつ情報はセンシティブの程度が異なるため、それに応じたレベルの保護を行う必要がある。

日本では2015年に改正された個人情報保護法が改正の重要なポイントとして、特に配慮を要する個人情報についての規定を設けた。個人情報保護法2条2項2号に基づき、要配慮個人情報とは本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などで、公になることにより本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じるものである。このような情報は機微性が高いため、その取得が原則として禁止されている（同法2条2項3号）。しかしながら、要配慮個人情報以外の個人情報は特定の個人を識別することができないように情報を加工して得られる個人に関する情報であれば利用することができる（同法37条：匿名加工情報）。つまり、個人情報は絶対的に保護されるわけではなく、匿名加工すれば、要配慮個人情報以外の個人情報は、利用の可能性がある。このように日本では、個人情報を保護しつつ、公共性をも保護している。

残念ながら、中国ではこのような規定は皆無である。

## (3) 中国では情報の匿名加工に関する規定が

ない

日本で2015年に改正された「個人情報保護法」の重要な点は、匿名加工情報の制度が導入されたことである。これを通じ、個人情報の利活用ができる。一方、現在、中国ではこのような制度はない。その意味では個人情報について保護と利用は二者択一的である。このような方法は個人情報を保護しつつ利用するという目的とは異なる。

## (4) 中国では個人情報について複数の監督機関がある

日本の監督機関は個人情報保護委員会である（「個人情報保護法」40条～43条に基づく）。すなわち、個人情報保護委員会が個人情報取扱事業者（同法2条2項5号に基づく個人情報取扱事業者とは、個人情報データベースなどを事業の用に供している者を言う。ただし、国の機関や地方公共団体などを除く。）を一元的に監督する体制となっている。

しかし、中国の監督の体制は多元的である。「サイバーセキュリティ法」によると、インターネットにおいては国家網信部門・公安部門・国家安全局が個人情報の監督権をもっている。そして、憲法の「国家機構」の部分によると、行政監督において全国人民代表大会とその常務委員会、地方各級人民代表大会<sup>43</sup>とその常務委員会、審判機関（法院）、監査機関（検察院）など、各行政機関に監督権限がある。政府は国民の個人情報を収集・利用することが行政行為であるために、それらの機関が政府の個人情報の取り扱いを監督する権限もある。すなわち、多くの監督機関があるが、監督の標準や手段などに関する統一性が確保されていない。

## 3.3 中国の個人情報保護法立法化に向けた動き

以上述べたように、現在、中国の個人情報

保護制度はいくつかの不備（この「不備」とは日本の法を含む外国法を基準として見たときの「不備」である）がある。その上、ビッグデータ時代の到来で、大きなパーソナルデータが大量に集積され、利活用されることによって、人間相互の社会関係の構築が期待されている。したがって、一貫する個人情報についての制が必要になってくる。学者の間でも個人情報保護法に関する規定が議論されている。

### (1) 個人の尊厳と公共性との協調の原則について

肖登輝は「论行政机关个人信息保护的收集与个人信息保护的冲突的协调（行政機関における個人情報の収集と利用との協調）」<sup>44</sup>で、公共の利益と私的利益の視点から個人の尊厳と公共性との協調の原則について次のように述べている。

国の行政機関側が個人情報を収集・利用することと個人側が個人情報を保護することとの衝突は、国の行政機関の行政権とこれに対する個人の権利との衝突であり、本質的には、公共の利益と私的利益との衝突である。この衝突は行政法の調整の対象である。そのため、行政法に属する個人情報保護法を通じてその衝突を緩和する必要がある。この時、個人情報保護法は個人の利益より公共の利益を優先することを原則としている。一方、国民は行政が自己の権利を侵害していると考えるときは行政訴訟や行政不服を申し立てて自己を救済しなければならない。

劉志堅と郭秉貴は「大数据时代公共安全保障与个人信息保护的冲突与协调（ビッグデータ時代における公共の安全の保障と個人情報の保護に関する衝突と協調）」<sup>45</sup>で、前述の原則（つまり肖登輝が述べた「私的利益より公共の利益を優先しなければならない」という原則）を基盤として、公共の利益の枠組みを

詳しく設定している。その上で、劉志堅と郭秉貴は公共の利益がある条件を満たしていれば、私的利益より尊重されるべきであると主張している。その条件は以下の3点を同時に満たすことである。

①個人情報を収集する手段が正当かつ合法的であること。

まず、公共の利益のために個人情報を収集・利用する場合に、当該個人情報と公共の目的の実現との因果関係を十分に説明すべきである。また、当該個人情報を収集する組織は職権の範囲内で、なおかつそれに関する法律にしたがって、個人情報を収集すべきである。

②個人情報の利用が正当かつ合法的であること。

公共の安全を守るために個人情報を利用する場合とは、刑事犯罪に関する捜査を行う時、あるいは情報主体の同意を受けた時に限る。それ以外の利用は、違反となる可能性がある。

③完全で完備した個人情報保護措置が設けられていること。

個人情報の漏洩によって情報主体に損害を与えることを防止するため、個人情報を取り扱う前に、完全で完備した個人情報保護の措置を設ける必要がある。

### (2) 個人情報保護法について

中国で学者の間では個人情報保護法の内容について激しい論争が行われている。2017年3月に開催された第12回全国人民代表大会第5次会议で盧建平と張新宝は個人情報の合法的保護と合理的利用について記者のインタビューを受け、さらに個人情報保護法の制定について具体的な提言をした<sup>46</sup>。

盧建平は個人情報保護法を憲法の原則に基づき、民法の属性を持つ専門的な法律として制定すべきであると主張している。盧建平は

個人情報保護法では明文で個人情報を定義し、具体的な個人情報の利用主体・利用方法・利用範囲を規定する必要があると考えている。

一方、張新宝は個人情報を機微的性質をもつ個人情報と一般的な個人情報に分け、個人情報保護法では機微的性質をもつ個人情報は保護し、利用するのは一般的な個人情報であると主張している。

さらに、朱新立と周許陽はより具体的な提言をした。それらは以下の8点である<sup>47</sup>。

- ①個人情報の利用と保護（公共性と個人尊厳）の間でバランスを取ることを立法の方針にする。また、この方針に基づいて個人情報処理の原則と具体的な内容を制定する。
- ②「個人情報の収集と使用の許可」を設定し、「個人情報使用者」の参入資格を明確にする。参入資格の判定基準は組織形式・監督手段・秘密保持手段及びリスク防止などを含む。個人情報を収集する組織に対して、「個人情報使用者」の参入資格を持っているか否かを監督機関が事前審査し、その組織の個人情報の管理に対する安全保障の能力を確認する。そして、すでに「個人情報使用者」参入資格がある組織は監督機関から安全保障の能力について定期審査を受けなければならない。もしそれらの機関が安全保障の能力をもっていない場合は、行政機関は行政手段または情報技術手段でその参入資格を取り消し、個人情報に関する取扱いを遮断する。
- ③個人情報の収集登録と共有制度を設立し、個人情報の取り扱いに対する管理かつ監督を強化する。
- ④個人情報データ取引プラットフォームを設立し、すべての個人情報の取引がこの

プラットフォームで行われることを確保する。

- ⑤参入資格を持った組織の間で個人情報の流通を推進する。
- ⑥公民に任意削除権を付与する。任意削除権とは特別法の規定範囲を除き、当事者は理由を問わず個人情報の削除を要求できる権利である。
- ⑦公民に変更権を付与する。変更権とは情報主体が情報の誤りに対して更正を要求する権利である。ここでの変更は情報収集時点での不正確な個人情報に対する変更、及び時間の推移によって生じた個人情報の変化の変更を含む。
- ⑧政府と企業に対して異なる個人情報保護規範を制定する（朱新立と周許陽は制定するように求めているが、具体的な内容の説明はない）。

### (3) 個人情報法の体系について

法体系について卢建平は、「専門的な個人情報保護法と刑法・民法・行政法などその他の法律とともに個人情報保護の法体系を構築する必要がある。刑法において第一に、保護の範囲を拡大し、個人情報について収集、処理するだけでなく、保有期間・使用・管理なども含まなければならない。機微的性質をもつ個人情報には特に注意しなければならない。第二に、犯罪の主体は個人と法人である。犯罪は、故意か過失か、自身の犯行か他人に指図された犯行かを明らかにしなければならない。第三に、刑法の規定に関して考慮すべき要素は、個人情報の価値と個人情報の漏洩のために個人が侵害されるだけでなく、個人情報は科学研究、統計に利用されるという特性をもっている。そのため、刑法は禁止行為と犯罪の刑罰を規定しつつ、科学研究をはじめとする合理的使用活動のために、考慮される必要がある」と発言した<sup>48</sup>。

張新宝は、「個人情報に関する保護法体系は民事、行政、刑事などを含む総合法体系であり、個人情報保護法の法体系の改善は民法、行政法、刑法などの法律を改善することである」と述べた。そして、刑法については、司法解釈で刑法の253条の1（侵犯国民個人情報罪）の「犯罪の経緯が重大である場合の範囲」を明確にすることとしている。行政救済については、主に個人情報保護の執行と監督の現状を次のように改善しなければならないとする。まず、多元的、分権的な監督である現状から一つの監督機関にし、他の部門と協調することであり、つぎは、新たな個人情報保護の執行方法を追加することである。インターネットを利用し、行政監督を消極的な監督から積極的な監督にし、有効な個人情報保護の監督システムを構築する必要がある。民法では、保護範囲に個人情報を入れ、総則で個人情報保護を明文化しなければならない。これにより将来、個人情報を侵害された個人を民法に基づいて救済することができる。また、行政機関の職員と行政機関以外の者が一緒になって国民の個人情報を侵害した場合、連帯責任を適用することができるようにする必要がある<sup>49</sup>。

## むすび

個人情報において個人の尊厳は情報の自己決定権に依存して保護・保障されるが、ただこのような保護と保障は情報の公共性に制約される場合が多い。この面では、個人の尊厳と公共性は二律背反の関係に陥ることになる。しかし、情報化社会の到来とともに、幾つかの個人情報を組み合わせ、さらに多くの別の情報を得ることができるようになった。例えば、購入した書籍によって、個人の好きな本や趣味・趣向といった人間の内面を容易

に推測できるが、これはAmazonやアリババなどのやり方である。これに基づいて、国民は個人情報の安全のために個人情報の自己決定権が守られるように要求している。同時に、政府の側は公共管理の効率の向上のために個人情報を収集・利用する必要がある。したがって、個人の尊厳と公共性の衝突を解決するには、「個人の尊厳か、公共性か」という極端な選択は好ましくない。個人の尊厳と公共性とのバランスを探究することは重要である。すなわち個人情報に対する自己決定権と情報処理のバランスである。ここに個人情報保護法の立法の目的がある。

本論文は、日本と中国の個人情報保護法(法条)の立法の経過と法体系の整理をすることにより、両国の個人情報保護の発展過程を考察した。さらに、中国の個人情報保護立法化に向けた動きについて中国学者たちの意見を示した。それらは以下の5点である。

### ①個人情報保護の基本的な考え方

個人情報において個人の尊厳と公共性との衝突を緩和する鍵は二者択一ではなく、両立である。すなわち、個人の尊厳を保護しつつ、公共性をも保護しなければならない。

### ②日本の個人情報保護法制の特徴

日本は一貫した個人情報保護法制がある。すなわち、「個人情報保護法」、「行政機関個人情報保護法」、「独立行政法人等個人情報保護法」、「個人情報保護条例」などである。これらが日本の個人情報保護法制のシステムを構築している。さらに、個人情報は機微的性質をもつ個人情報と一般的な個人情報に分けられている。機微的性質をもつ個人情報は人種や病歴や犯罪の経歴のような人に知られにくい情報であるため、慎重に取り扱うべきであって、その取得は原則として禁

止される。しかしながら、情報通信技術の高度な進展とともに情報の利活用が求められてきた事情に鑑み、匿名加工情報制度も導入された。機微的性質をもつ情報でも一般的個人情報でも、特定の個人を識別できないように加工すれば、個人の同意がなくても、利用することができるのである。また、個人情報保護監督機関は一つであり、それは、個人情報保護委員会である。

### ③中国の個人情報保護法制の特徴

中国は一貫した個人情報保護法は存在せず、個人情報保護の規定が他の法律の中に散在している。たとえば、「身分証」3条や「刑法」253条の1などである。個人情報の取り扱いは収集・利用・管理・訂正・削除などを含んでいるが、中国の法律は常にその一部分だけを規定している。例えば、3.1で紹介した「護照法」はパスポートの発行機関とその職員が個人情報の秘密を守る義務と個人情報の範囲だけを規定している。「サイバーセキュリティ法」は個人情報の収集や利用や管理などの取り扱いを規定しているが、その保護の範囲はネットワークにおける個人情報のみである。また、中国は統一的な個人情報保護の監督機関がなく、行政上の監督権限がある機関に分散している(3.2で説明した)。

### ④中国の個人情報保護法制の不備

上述したように、個人情報保護法制は日本と中国では異なっている。日本の法を基準として見ると、中国の個人情報保護法制は保護の範囲や規定の内容に不備がある。

### ⑤中国法の改訂に関する学者の論議

個人情報保護の不備を補うために、中国の法曹界は個人情報保護法を構築すべきことを指摘した。そして、学者たちは個人情報保護法の原則や内容などに関する自己の意見を述べている(3.3で説明した)。これらの意見をまとめ、法曹界の主流の観点は、公共利益・公共安全において、個人情報の保護より個人情報の利用が優先する。

以上みてきたように、個人の尊厳と公共性とのバランスをとることは容易ではない。上述した内容は多大な課題の中の一部に過ぎず、まだ多くの問題が解決されなければならない。たとえば、天網のような監視システムを構築する法律の根拠は何か。多くの学者は(肖登輝など)、私的利益と公共の利益が衝突する時には公共の利益を優先すべきであると主張している。天網システムは公共の利益のために、つまり警察は天網を利用し、犯罪発生前に予防的に個人の利益を保護し、犯罪発生後に刑事捜査を順調に行うことができるために構築された。このことは天網を優先する根拠としては十分だと思われる。しかし、個人にとっては自己の行動を監視カメラで記録され、極端な場合には、自己の生活がすべて監視される可能性があり、個人情報の自己決定権を侵害されるおそれがある。つまり、私的利益より公的利益を優先すべきであるという理由で監視カメラの合法性を説明するのは十分ではないと思われる。個人情報において個人の尊厳と公共性との衝突に関する学説の動向を分析するだけでなく、司法の判例をも分析する必要がある。これらを、筆者の今後の研究課題としたい。

## 注

- 1 陳嘯平「論公民隱私權的法律保護」、『法學評論』、1985年、pp.20～22。
- 2 夏洋「電腦信息技術与個人隱私權」、『科技大視野』、1998年、pp.21～22。
- 3 李洪艦「獲取個人“隱私權”」、『IT經理世界』、1998年、pp.48～49。
- 4 周健「加拿大「隱私權法」和個人信息的保護」、『法律文獻情報和研究』、2001年、pp.1～3とp.13。
- 5 知網は中国知識基礎設施（Chinese National Knowledge Infrastructure, CNKI）であり、1999年6月に進化清華大学と清華同方によって知識の普及・シェアを目的として構築された。CNKIは日本のCiNiiと同じである。
- 6 徐超華「公共行政領域的個人信息保護研究」、中国・中国政法大学の2006年の修士學位論文。
- 7 徐超華「政府对公共行政領域個人信息保護分析」、『四川大学学报（哲学社会科学版）』、2008年、pp.121～126。
- 8 「中国『天網』可識別年齡、性別、穿着、是否侵犯私權?(年齡、性別、服が識別できる中国の天網はプライバシーを侵害しているか?)」。http://news.163.com/17/0927/21/CV CCEAVO0001899N.html 取得年月日 2018年5月1日。
- 9 中国社会科学院語言研究所詞典編輯室編『現代漢語詞典』、商務印書館、1996年、p.426。
- 10 前掲注9、p.1683。
- 11 中華人民共和國憲法33条3項：「国家は、人權を尊重し、保障する」。
- 12 中華人民共和國憲法38条：「中華人民共和國公民の人格の尊嚴は、侵されない。いかなる方法によっても公民を侮辱、誹謗又は誣告陷害することは、これを禁止する」。
- 13 日本国憲法11条：「国民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人權は、侵すことのできない永久の權利として、現在及び将来の国民に与へられる」。
- 14 日本国憲法13条：「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の權利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」。
- 15 日本国憲法24条：「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の權利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」(1項)、「配偶者の選択、財産權、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊嚴と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」(2項)。
- 16 ドイツ連邦共和国基本法1条1項：「人間の尊嚴は不可侵である。これを尊重し、および保護することは、すべての国家權力の義務である」。
- 17 ドイツ連邦共和国基本法2条1項：「何人も、他人の權利を侵害せず、かつ憲法的秩序または道德律に違反しない限り、自らの人格の自由な發展を求める權利を有する」。
- 18 齊愛民『大数据時代個人情報保護法國際比較研究』、中国・法律出版会、2015年、p.239。
- 19 res publicaはラテン語であり、公事という意味である。
- 20 (ドイツ) ユルゲン・ハーバーマース著、曹衛東ほか訳『公共性的構造転換』、中国・学林出版会、1999年、p.2。
- 21 朱新立・周許陽「大数据個人数据利用与保護的均衡——「資源准入模式」之提出」、『浙江大学学报：人文社会科学版』、2018年、pp.18～34。
- 22 齊愛民『拯救信息社会中的人格』、中国・北京大学出版会、2009年、p.140。
- 23 宇賀克也『個人情報保護法の逐条解説（第5版）』、有斐閣、2016年、p.22。
- 24 宇賀克也ほか「個人情報保護法改正の意義と課題」、『行政法研究』、2016年、pp.1～41。
- 25 前掲注23、p.27。
- 26 前掲注23、p.22。
- 27 中華人民共和國住民身分証法3条：住民身分証明の登録事項は、氏名、性別、民族、生年月日、常住戶籍所在地の住所、住民の身分番号、本人の写真、証明書の有効期限および発行機關とする。
- 28 中華人民共和國住民身分証法6条3項：公安機關とその人民警察は住民身分証の作成、交付、検査、押収によって知り得た公民の個人情報について、秘密を守らなければならない。
- 29 中華人民共和國住民身分証法19条：人民警察が次の各号に掲げる行為の一つをしたときには、情状に応じ、法によって行政処分をする。犯罪を構成するときは、法によって刑事責任を追及する。……(5) 住民身分証の作成、交付、検査、押収によって知り得た公民の個人情報に漏らし、住民の適法な權利・利益を侵害すること。
- 30 その時の行政処分は1993年に國務院が公布した「国家公務員暫行條例」33条に基づいて警告、記過、記大過、免職、降格、解雇である。同條例35条に基づいて任免機關と監察機關が

- 行政処分の権限を持っている。
- 31 中華人民共和国住民身分証法11条1項：住民身分証の有効期間が満了し、公民が氏名を変更し又は身分証明書が著しく損傷して識別できないときには、証明書の更新を申請しなければならない。住民身分証の登録事項に誤りがあるときには、公安機関は遅滞なく訂正し、証明書を更新しなければならない。新しい証明書の受領にあたっては、古い証明書を返還しなければならない。住民身分証を紛失したときには、再発行を申請しなければならない。
- 32 護照とは中華人民共和国外務省が発行するパスポートである。
- 33 中華人民共和国護照法7条1項：パスポートの登録項目には、パスポート保有者の氏名、性別、生年月日、出生地、パスポートの発行年月日、有効期限、発行場所および発行機関が含まれる。
- 34 中華人民共和国護照法9条1項：外交・公用パスポートの登録項目には、パスポート保有者の名前、性別、生年月日、出生地、パスポートの発行年月日、有効期限および発行機関が含まれる。
- 35 その時の行政処分は2007年に国務省が可決した「行政機関公務員処分条例」に基づいて行う。その6条は、行政処分の種類は警告、記過、記大過、免職、降格、解雇があるで、34条は、任免機関と監察機関が行政処分の権限をもっているとなっている。
- 36 中華人民共和国護照法12条3項：パスポートの発行機関とその職員は、パスポートの作成と発行にあたって知った市民の個人情報を秘密にしなければならない。
- 37 パスポートの発行機関の職員がパスポートを取扱う過程で次のいずれかの行為をしたときは、法律に従って行政処分を受け、犯罪が発生した場合は、法律に従って刑事責任を問う：…… (5) パスポートの作成または発行のために市民の個人情報漏洩、市民の合法的な権利と利益を侵害すること。
- 38 中華人民共和国最高人民法院は「中華人民共和国人民法院組織法」18条に基づいて審判の間に法律の適用を解釈する権限と指導的案例を公布する権限がある。中華人民共和国最高人民法院検察院は「中華人民共和国人民検察院組織法」23条に基づく、法律の適用を解釈する権限と指導的案例を公布する権限がある。
- 39 中華人民共和国社会保険法81条：社会保険行政部門およびその他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員は、法により、雇用単位および個人の情報につき秘密を保持し、いかなる法律によってもこれを漏洩してはならない。
- 40 中華人民共和国社会保険法92条：社会保険行政部門、その他の関係行政部門、社会保険取扱機関、社会保険料徴収機関およびその職員が雇用単位および個人の情報を漏らした場合は、直接責任を負う主担当者およびその他の直接の責任者に対して、法により処分する。雇用単位又は個人に損失をもたらした場合は、賠償責任を負わなければならない。
- 41 中華人民共和国住民身分証法3条：住民身分証明の登録事項は、氏名、性別、民族、生年月日、常住戸籍所在地の住所、公民の身分番号、本人の写真、指紋情報、証明書の有効期限および発行機関とする。
- 42 その時の行政処分は2007年に国務省が制定した「行政機関公務員処分条例」に基づいて行う。その6条に基づき、行政処分の種類は警告、記過、記大過、免職、降格、解雇がある。34条に基づき、任免機関と監察機関が行政処分の権限を持っている。
- 43 農村部の最末端の政府組織は、「郷」と「鎮」であり、その上に「県」が置かれる。また、都市部では、大きな「市」のもとに置かれる「区」や県と同レベルの「市」が最末端の政府組織である。これらは、それぞれ人民代表大会を持ち、そのもとに行政機関として人民政府が置かれる。
- 44 肖登輝「論行政機関个人信息保護的收集与个人信息保護的冲突的協調」、『理論与实践』、2017年、pp.69～71。
- 45 劉志堅・郭秉貴「大数据時代公共安全保障与個人情報保護的衝突与協調」、『広州大学学报(社会科学版)』、2018年、pp.74～79。
- 46 王淵・劉伝稿「在個人情報合法保護与合理利用之間尋求平衡」、『検査日報』、2017年3月29日。
- 47 前掲注21。
- 48 前掲注46。
- 49 前掲注46。